

保険料の納め忘れはありませんか？

町民課 内線216

国民年金保険料の未納を放置すると強制徴収されることがあります。

国民年金保険料の納め忘れがあると、老後に受ける年金が減額されたり、受けられない場合もあります。また、障害基礎年金や遺族基礎年金などについても受けられない場合があります。



保険料は、各金融機関や社会保険事務所のほか、コンビニエンスストアでも納付することができます。

社会保険事務所では、皆さんの年金権を確保するため、納付期限を過ぎても保険料が納められていない場合は、「ご自宅への訪問」や「電話」により納付のご案内をしております。

なお、一定の所得がありながら再三の納付督促にも応じない方に対して、最終催告状の送付を行い、さらに督促状を発行して指定期限

までに納付されない方については、強制徴収（差押え）を実施します。

※戸別訪問や電話でののご案内は、平日だけでなく休日や夜間にも随時実施しています。

戸別訪問によるご案内	電話によるご案内
<p>社会保険事務所職員や非常勤の国家公務員である「国民年金推進委員」が身分証明書を携帯のうえ各家庭を訪問し、制度の説明や納付の相談を行っています。</p> 	<p>社会保険事務所職員や国が委託した民間企業が、電話により納付のご案内を行っています。なお、委託には徹底した守秘義務が課されており、個人の年金情報は守られています。</p> 

問合わせ先

愛媛社会保険事務局宇和島事務所

☎ 22・5440代

役場町民課保険年金係

☎ 45・11111(内線216)

鬼北町男女共同参画審議会を開催

企画財政課 内線272

鬼北町男女共同参画推進条例に基づき、鬼北町男女共同参画審議会が設置されました。今後、鬼北町男女共同参画基本計画の策定や計画の進捗状況の確認、その他男女共同参画に関する諸課題についての審議を行っていきます。

審議会は、8人の委員で構成され、第1回審議会で、会長に渡辺由起さん（生田）が就任されました。



狩猟期間の開始について

産業課 内線263

11月15日(木)から狩猟期間に入ります。期間は来年の2月15日(金)までです。(ただし、イノシシについては3月15日(土)まで)

また、期間中は当町で休猟区に指定されている父野川休猟区でも特例によりイノシシ狩猟が行われます。

つきましては、事故防止のため山に入られる方は、明るい服装で、音を出すためラジオを携帯するなど、十分ご注意ください。

クリーニングのトラブルを避けるために

産業課 内線268

クリーニングに出すとき、受け取る時

- ① 出す前の状態チェック
- ・ 出す際に、「点数」、「シミ」、「穴あき」、「ほつれ」、「ボタンの落ち」などをお店の人と一緒に確認し、シミや汚れはその原因を伝えることが大切です。ほつれ、虫食い、シミなどに気が付かないままクリーニングに出すと穴や傷、シミや汚れが目立つて戻ることがあります。
- ・ 預り証は必ず受け取り、大切に保管しましょう。